

理事職務権限規程

平成29年6月7日 決 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「本会」という）の理事の職務権限を定め、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、次の職務を執行する。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、会長及び業務執行理事が分掌して専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(会長)

第4条 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表し、次の業務を執行する。

- (1) 理事会の決議に基づき、評議員会を招集する。
- (2) 理事会を招集する。
- (3) 事業計画書及び収支予算書の案を作成する。
- (4) 事業報告及び決算の案を作成する。
- (5) 理事会の定める方法により、本会の資産を管理する。
- (6) その他、理事会が決定した職務を執行する。

(副会長)

第5条 副会長は、会長を補佐する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会を招集する。

(常務理事)

第6条 常務理事は、会長、副会長を補佐する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会を招集する。

3 第4条に定める会長の業務の一部を分掌し、その業務を執行する。

(会長及び業務執行理事の専決事項)

第7条 会長及び業務執行理事たる常務理事が専決する事項は、別に定める事務決裁規程による。

2 会長及び業務執行理事たる常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。